

様式第1号（第6条関係）

## 補助金交付申請書

年　月　日

飯田市長

住所

申請者　氏名

印

電話

年度において、雨水貯留浸透施設を設置したいので、飯田市雨水貯留浸透施設設置  
補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設置場所	飯田市		
雨水貯留浸透施設	雨水貯留施設	リツ トル	基
	雨水浸透ます		基
補助対象設置工事 経費総額	円		
着工予定年月日	年　月　日		
完了予定年月日	年　月　日		
施工予定業者	事業所名		担当者名
	所在地		電話
添付書類	(1) 位置図（住宅地図・配置図） (2) 雨水貯留浸透施設の構造図 (3) 工事見積書又は領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類		

（注）施工予定業者欄は、施工を業者に依頼する場合に記入してください。

様式第2号（第8条関係）

## 変更承認申請書

年　月　日

飯田市長

住所

申請者 氏名

印

電話

年　月　日付け　　飯　　第　　号により補助金交付の決定を受けた雨水貯留浸透施設の計画を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう関係図面を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）設置を中止又は廃止する場合、関係図書は必要ありません。

様式第3号（第10条関係）

## 実績報告書

年　月　日

飯田市長

住所

申請者　氏名

印

電話

年　月　日付け　　飯　　第　　号により補助金交付の決定を受け  
た雨水貯留浸透施設の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額　　円

2 完了年月日　　年　月　日

3 添付書類

- (1) 建築物の配置図等に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面
- (2) 工事着手前と完了後の写真、雨水浸透施設を設置した場合は、工事着手から完了までの写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第12条関係）

## 補助金交付請求書

年　月　日

飯田市長

住所

申請者 氏名

印

電話

年　月　日付け　　飯　　第　　号で補助金交付額の確定を受けた  
雨水貯留浸透施設設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

銀行

振込先

信金

支店

金融機関名

農協

支所

口座種別

普通・当座

口座番号

---

フリガナ

名義人

---

(注) 雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書を2通添えて提出してください。

## 雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書

飯田市及び（以下「所有者」という。）は、所有者が飯田市に設置した雨水貯留浸透施設が果たす公益的な機能を充分に発揮させるため、次のとおり当該雨水貯留浸透施設の管理に関する協定を締結する。

### （対象施設）

第1条 この協定が対象とする施設は、その設置に関し飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき所有者が補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設（以下「施設」という。）とする。

### （協定期間）

第2条 この協定の存続期間は、この協定の締結の日から所有者が施設を廃止する日までとする。

### （維持管理の実施等）

第3条 所有者は、施設が要綱の規定に基づいて具備すべき機能を充分に発揮させるため、施設の点検、清掃その他施設の維持管理に必要な措置を経常的に行い、及び当該措置に要する費用を負担する。

### （破損時の修復等）

第4条 施設の設置完了後又は工事完了後に、目詰まり、変形、破損、浮き上がり等により施設の機能に異常が生じ、事故、問題等が発生した場合は、所有者の責により復旧し、及び解決しなければならない。

### （善管注意）

第5条 所有者は、要綱の規定に基づき施設に係る補助金の交付を受けた日から起算して施設を7年以上の間存続させるとともに、その間において施設を善良なる管理をもって管理し、その機能の保全に努めなければならない。

2 所有者は、施設を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、書面をもって飯田市に届出をし、承認を受けなければならない。

### （譲渡時の措置等）

第6条 所有者は、自らの転居その他の事情により施設の所有権の第三者への移転を行う場合は、あらかじめ、この協定の規定に基づき所有者が遵守すべき事項について、当該移転を受ける者（以下「譲受人」という。）に説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

2 所有者は、前項の規定による移転に係る契約の締結に当たり、譲受人が要綱の規定に基づき飯田市と協定を締結することを停止条件として付さなければならない。

3 譲受人が前項に規定する協定を記載した書面を飯田市に提出した場合には、この協定はその効力を失う。

### （補則）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた事項については、飯田市及び所有者が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、飯田市及び所有者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年　月　日

住所 飯田市大久保町2534番地

名称 飯田市

飯田市長

印

所有者 住所

氏名

印